

区分・種別	県指定有形文化財（工芸品）		
名 称	しんきょう 神鏡 1面		
所 在 地	四国中央市新宮町新宮		
所 有 者	熊野神社	管 理 団 体	
指定年月日	昭和41年4月5日		
解 説	新宮町熊野神社に保存されている懸鏡^{かけかがみ}である。直径13.65cm、厚さ0.18cm、重さ230.5g、円形の青銅鏡で、両肩に懸紐^{かけひも}を通す耳（幅0.82cm、高さ0.65cm）があり直径0.35cmのひも穴がある。背面は無紋で次のような文字が刻みこまれている。 伊与國字麻郡 古美新宮 興御鏡十二枚之内 貞應二年三月六日 信山大法主沙弥定廣 神輿に使用した懸鏡の一つとされている。鎌倉時代貞應2（1223）年銘の鏡は非常に少なく県下でも貴重な遺品である。		

